

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会法令遵守規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

(基本方針)

第2条 本会が行う全ての事業を適正に行うために、以下を本会の基本方針とする。

- (1) 事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- (2) 法令遵守のために必要な本会の組織体制を整備する。
- (3) 法令遵守責任者は、本会会長の命を受け、課長、所長並びに館長（以下「課長等」という。）と連携し、適正な事業運営を確保する。

(法令遵守責任者)

第3条 会長は、法令遵守責任者を1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、会長が選任するものとする。

(組織体制の整備)

第4条 本会の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙に定めるものとする。

- 2 本会の事業の最高責任者を会長とする。
- 3 本会の各事業部門の責任者は、課長等とする。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、本会の事業が法令遵守により遂行されているよう、本会の理事会、評議員会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- (1) 法人及び事業の組織体制に関する提案
 - (2) 法令遵守に関する本規則の制定及び改定
- 2 法令遵守責任者は、必要に応じ理事会等に出席し、事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

(課長等管理者の役割)

第6条 課長等は、法令遵守担当者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

- 2 課長等は、自らが責任を担う事業が法令を遵守しているかを必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。また、課長等は、必要に応じて監督官庁に確認を求めものとする。

- 3 課長等は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。
- 4 課長等は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

- 第7条 職員は第2条定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。
- 2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
 - 3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司又は課長等必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

- 第8条 第6条第4項に定める研修は、課長等が行うとともに、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施しなければならない。

(処分)

- 第9条 法令違反する行為を行った職員は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則第42条並びに社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等就業規則第40条により、懲戒されるものとする。

(規程の改定)

- 第10条 本規程の改定を行った場合は、速やかに監督官庁に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙 組織体制図)



